

件名	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	まちづくり課
関係課	—
改正対象	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年松前町条例第 4 号）
根拠法令等	道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号） 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号）
改正理由	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 30 条第 3 項の規定により町道の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）で定める基準を参酌して条例で定めることとなっている。 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号）により、交通事故の防止を図るために必要がある場合に設ける交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたこと及び歩行者利便増進道路の構造基準が新たに規定されたことに伴い、条例改正を行う。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運行補助施設を交通安全施設に追加する（第 31 条）。 ・歩行者利便増進道路の構造に係る規定を新設する（第 41 条）。 ・その他引用条文の規定の整備を行う。
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 自動運行補助施設 道路の附属物として新たに規定された交通安全施設をいう。</p> <p>2 歩行者利便増進道路 にぎわいある歩行者中心の道路空間を構築するための歩行者が安心・快適に通行・滞留できる道路をいう。</p>	